

平成十六年六月二十九日受領
答弁第一七四号

内閣衆質一五九第一七四号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出ムダな政府広報誌に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出ムダな政府広報誌に関する質問に対する答弁書

一から六まで及び八について

お尋ねの点については、関係する情報を統一に取りまとめた既存の資料等が存在せず、また、これについて新たに調査を行うこととする場合、調査の実施及び結果の取りまとめに要する作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

七及び九について

お尋ねの「廃刊の基準」については、政府としてこれを统一的に定めたものは存在しないが、個別の「広報誌等」の発行の必要性等に係る見直しは、政府が行う広報の目的を効果的に達成するために、個別の「広報誌等」ごとに、その性格等を踏まえつつ、不断に行われるべきものであり、関係する省庁等において、お尋ねのアンケート調査の要否を含め、適切に判断し、対応しているものと考えている。

また、お尋ねの「廃刊予定の広報誌等」については、関係する情報を統一に取りまとめた既存の資料等が存在せず、また、これについて新たに調査を行うこととする場合、調査の実施及び結果の取りまとめに要する作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。